

【報告】 タクシー利用補助事業について

1 概要

国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、高齢者の移動手段を確保と、公共交通の利用促進を目的として、市内在住の 65 歳以上の人にタクシーカードを配布し、タクシー利用時にカードを提示することで、タクシー利用料金の半額※を市が補助する。

※利用者が支払う額は、初乗運賃、加算運賃、迎車回送料金、時間指定予約料金など(深夜早朝割増を除く)の総額の半額(10 円未満切上げ)。

2 実施期間

- ・令和 8 年 6 月 1 日(月)～令和 9 年 2 月 28 日(日)
- ・毎日(土日祝を含む) 午前 8 時～午後 8 時(午後 8 時までに乗車)

3 対象者

- ・令和 8 年 4 月 1 日時点で犬山市に住所を有する 65 歳以上の方 20,965 名
(昭和 36 年 4 月 1 日以前に生まれた方)

4 利用実績

名鉄タクシー	882 件
犬山タクシー	368 件
尾張北部タクシー	11 件

※令和 8 年 6 月 1 日㊸～14 日㊸の 2 週間



タクシーカード		利用料金の半額を補助
No.		
名前		
利用期間	令和8年6月1日㊸ - 令和9年2月28日㊸	発行者 犬山市長
利用時間	毎日 午前8時 - 午後8時	